

## 4週間単位の変形労働時間制に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西表事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下「代表者」という。）とは、労働基準法第32条の2第1項に基づき、西表事業場における4週間単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（対象となる職員の範囲）

第1条 本協定による変形労働時間制は、国立大学法人琉球大学熱帯生物圏研究センター西表実験所職員就業規則第40条第2項から第6項までに掲げる職員以外の職員が次の業務に従事する場合とする。

ただし、業務の都合により4週間の一定期間について8日の休日（第3条第1号の休日に相当する日数をいう。）を確保することが困難な職員及び妊娠中又は出産後1年を経過しない職員が請求した場合は対象としない。

- (1) 大学入学共通テスト及び各種入学試験
- (2) 職員採用試験
- (3) 公開講座
- (4) その他前各号に準ずる業務

（対象期間）

第2条 対象期間は、第1条各号に掲げる業務に従事する土曜日の前週（従事する日が日曜日である場合は、前々週）の日曜日を起算日とする4週間における一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が38時間45分を超えない範囲において所定労働日および当該労働日の所定労働時間を定めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、業務に従事する土曜日の前々週（従事する日が日曜日である場合は、3週間前の週）又は業務に従事する土曜日の当該週（従事する日が日曜日である場合は、前週）の日曜日を起算日とすることができる。

（休日）

第3条 各対象期間の休日は、次の各号に掲げる日に相当する日数とし、法定休日は勤務割表に明示する。

- (1) 日曜日、土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他特に指定する日

（所定労働日等の通知）

第4条 第2条に規定する対象期間毎に、所定労働日、当該労働日の所定労働時間並びに休日を記載した勤務割表を作成し、各対象期間の7日前までに通知する。

（特別の配慮を要する職員への適用）

第5条 次の各号の一に該当する場合は、本協定の適用について当該職員と協議するものとする。

- (1) 小学校就学前の子の養育または家族（育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ）の介護を行う職員が、当該子の養育または家族の介護のために請求したとき
- (2) 長期の研修を受ける職員が請求したとき
- (3) その他特別の配慮を要する職員が請求したとき

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 3月26 日

国立大学法人琉球大学  
西表事業場過半数代表者氏名

井村 信新 印

国立大学法人琉球大学長  
西 田 睦



令和6年度 4週間単位の変形労働時間制に係る対象業務一覧  
第1条関連 業務期日(予定)

(1)大学入学共通テスト及び各種入学試験

事項	期日	
共通テスト	R7/1/18(土)	R7/1/19(日)
前期日程	R7/2/25(火)	R7/2/26(水)
後期日程	R7/3/12(水)	

(2)職員採用試験

事項	期日	
職員採用試験	R6/7/7(日)	

特例予備日:8月4日(日)、予備日:8月24日(土)

(3)公開講座

別紙のとおり





令和6年度公開講座一覧

No.	講座名	開催期間
1	やんばる山学校	9月14日(土)・10月5日(土)・ 10月19日(土)
2	企業の決算データの読み方を学ぶ～県内企業を中心に～	7月27日(土)・8月3日(土)
3	中国式庭園「福州園」で見つけよう 景観づくりのくふう	令和7年2月頃予定
4	これからの音楽教育とリベラル・アーツの大切さについて	6月8日(土)
5	がん患者・家族を癒す緩和ケアの実際	9月7日(土)
6	性暴力 被害者も加害者も出さないために考えよう! In宮古島	5月6日(月)、10月14日(月)
7	性暴力 被害者も加害者も出さないために考えよう! In石垣島	9月23日(月)、12月22日(日)
8	オブジェクト指向で学ぶ韓国語	5月8日(火)～8月31日(土) 毎週火曜日
9	シニアのための健康サッカー講座	2024/4/1～2025/3/31 毎週水曜日
10	音の体験教室	6月8日(土)
11	沖縄の公害問題で考える平和学習	6月15日(土)
12	大学生のクッキング	5月31日(金)・6月21日(金) 10月11日(金)・12月13日(金)
13	琉大・食農塾	4月21日(日)～ 全6回講座
14	生活日本語 夏季講座(初中級レベル)	5月～7月の全10回(日程調整中)
15	生活日本語 冬季講座(初中級レベル)	11月～1月の全10回(日程調整中)
16	仕事の日本語講座(入門編)	8月～9月全8回(日程調整中)
17	老年学への招待ー人生100年時代	6月8日(土)、6月15日(土)
18	リーダーのためのコーチング	8月9日(金)
19	リーダーのためのファシリテーション	8月9日(金)
20	琉大生がサッカーと勉強を教えます!	調整中 5月開始予定 基本的に毎週日曜日
21	児童・生徒・指導者のためのハンドボール教室	4月8日(土)～3月10日(日) 毎週土曜日、日曜日
22	クリスマス サイエンス レクチャー	12月14日(土)
23	昆虫の行動をコントロールしてみようー昆虫行動学入門ー	8月14日(水)
24	琉大生による理科実験教室	12月23日(土)
25	身近な海を楽しもう～サンゴ礁の生物塾	8月19日(土)
26	命を守る授業 世界基準AHA(アメリカ心臓協会)の心肺蘇生法を習得しよう	8月3日(土)、8月4日(日)
27	性暴力 被害者も加害者も出さないために考えよう!	8月12日(月)、11月4日(月)
28	島ヤサイをおいしく楽しく学ぼう♪	10月5日(土)
29	夏休み工作教室ーデスクトップPC組み立て・LANケーブル制作体験	7月27日(土)
30	夏休み工作教室ーミラクル万華鏡	7月27日(土)
31	夏休み工作教室ー電気工事を体験しよう(小学生対象コース)	7月27日(土)
32	夏休み工作教室ー電気工事を体験しよう(中学生対象コース)	7月27日(土)
33	夏休み工作教室ーAMラジオの製作	8月3日(土)
34	夏休み工作教室ー折り紙建築	8月3日(土)
35	夏休み工作教室ーホバークラフト	8月3日(土)
36	西表島の昆虫教室ー八重山の身近な昆虫を調べてみようー	5月下旬～6月初旬(予定)
37	琉球大学で生物観察・採集と標本づくり	5月18日(土)、6月15日(土)、 11月23日(土)、1月18日(土)

一般講座

子ども向け講座



令和6年度公開講座一覧

No.	講座名	開催期間
38	中小・ベンチャー企業のイノベーション（新規事業）をいかに促進するのか －自治体による中小・ベンチャー企業支援策の実証研究から－	5月、6月ごろ（全4回）
39	デジタル機器を利用した学校ものづくり体験	8月2日（金）
40	ホールマネジメント	6月29日（土）
41	心理リハビリテーション・ボランティア養成講座	4月27日（土）
42	自立活動に活かす臨床動作法 in 鏡が丘特別支援学校	8月22日（木）・9月12日（木）
43	自立活動に活かす臨床動作法 in 泡瀬特別支援学校	7月26日（金）
44	自立活動に活かす臨床動作法 in 宮古特別支援学校	日程調整中
45	心理リハビリテーションキャンプin石垣島	10月12日（土）～10月13日（日）
46	第二種電気工事士試験対策講習（技能・上期）	6月1日（土）～7月13日（土） 毎週土曜日（全8回）
47	第二種電気工事士試験対策講習（技能・下期）	11月2日（土）～12月14日（土） 毎週土曜日（全8回）
48	第一種電気工事士試験対策講習（技能）	10月26日（土）～11月30日（土） 毎週土曜日（全6回）

専門講座



様式第3号の2 (第12条の2の2関係)

4週間単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地 (電話番号)		常時使用する労働者数
教育研究業	国立大学法人琉球大学 (西表事業場)	八重山郡竹富町字上原870番地 (0980-85-6560)		14人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
教育、研究及び事務の業務	14人 ( - 人)	4週間 ( 協定書第2条のと おり )	労働時間：1日7時間45分, 平均週38時間45分 休日：毎週土日相当日, 国民の祝日, 年末年始	令和6年4月1日 ) 令和7年3月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	7時間45分 ( - 時間 - 分 )	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間30分 ( - 時間 - 分 )	

協定の成立年月日 令和6年3月26日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 技術専門職員  
氏名 井村 信弥

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 ( 署名 )

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者を代表すること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかに実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

令和6年3月26日

使用者 職名 国立大学法人琉球大学長  
氏名 西田 睦

八重山労働基準監督署長 殿

